

第3期廿日市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施期間

令和6年12月27日（金）から令和7年1月31日（金）まで

2. 意見提出方法及び件数

提出方法	通数	意見数
持参	0	0
郵送	0	0
F A X	0	0
ホームページ	2	19
合計	2	19

3. ご意見及びご意見に対する市の考え方

番号	関連箇所	ご意見	市の考え方（対応）
1	全般	「遊び」を「学び」と同様に、こども期の健全な育ちに不可欠なものであるとの認識のもと、多様な遊び環境の充実を計画に盛り込むことを求めます。	いただいたご意見は、令和7年度にこども計画を策定するうえで、参考にさせていただきます。
2	p. 36 第4章 事業計画	こどもの居場所づくりに関して、多様な居場所が行政のみならず市民の手によっても作られやすくするような支援を求めます。	こどもの居場所は行政のみで作っていくことは難しいと考えています。いただいたご意見は、今後、こどもの居場所を充実させる取組みなどを検討するうえで、参考とさせていただきます。
3	p. 36 第4章 事業計画	こどもの居場所の一つとして、プレーパークの常設化と専門職の設置を求めます。	いただいたご意見は、今後、こどもの居場所を充実させる取組みなどを検討するうえで、参考とさせていただきます。

4	p. 36 第4章 事業計画	中高生世代の居場所が不足している現状を踏まえ、ユースセンターの設置を求めます。また、ユース世代のニーズを把握し、支援に長けた専門性を有する人材の確保と育成を求めます。	いただいたご意見は、今後、中高生世代の居場所について検討していくうえで、参考にさせていただきます。
5	全般	こどもの育成環境のさらなる充実のため、「こども部」のように独立した部局を設置し、こども施策の司令塔として強力な推進力を発揮することを求めます。	いただいたご意見は、子ども・子育て支援施策を推進していくうえで、参考にさせていただきます。
6	p. 36 第4章 事業計画	児童館においては、児童館ガイドライン(平成23年3月31日雇児発0331第9号 各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)にあるとおり、18歳未満のすべての子どもを対象とする施設であるべきですが、現在多くの児童館は放課後児童健全育成事業を行う場所になっていることや、小学校内に設置されている児童館もあることなど、18歳未満のすべての子どもが自由に行ける場所にはなっていません。児童館は公民館のように、街中に独立して存在することが望ましいと考えます。18歳未満のすべての子どもが行きやすい場所になるような改善や、中高生向けに特化した施設の整備による機能補完といった措置を求めます。	ご意見のとおり、児童館のあり方については、課題があると受け止めております。いただいたご意見は、今後、中高生世代の居場所を検討していくうえで、参考にさせていただきます。
7	p. 36 第4章 事業計画	市が直接取り組む事業以外に、民間や市民活動団体との連携協働を推進することにより、多様な居場所づくりや子育て支援体制の充実を行うことを求めます。	ご意見のとおり、民間等と連携・協働しながら、多様な居場所づくりや子育て支援体制を充実させていきます。
8	p. 36 第4章 事業計画	作業療法士の学校巡回や学校常駐などにより、発達が気になる子や普段の暮らしに行きづらさを感じている子の生活環境の改善について先行事例があります(岐阜県飛騨市)。岡山県では、作業療法士と放課後児童クラブとの連携により、こどもが安心して放課後児童クラブで過ごせるようになるなど効果が出ています。学校や放課後児童クラブ等で、作業療法士等の専門職による連携やこどもと接する上でのア	市教育委員会には特別支援教育士や心理士の資格を有する特別支援教育アドバイザーが配置されており、学校を巡回し児童生徒をアセスメントして、必要な支援について学校に対して指導・助言しています。 また、留守家庭児童会(本市の放課後児童ク

		ドバイスなどをもらえるような事業の実施を求めます。(既にあるのであれば、周知の強化を求めます)	ラブの名称)では、専門事業者と要支援児童等対応支援業務委託を締結しています。専門家が留守家庭児童会支援員等対象の研修や巡回支援を行っており、専門家のアドバイスをいただきながら、支援員が発達が気になる児童へ対応しております。 これらの取組を知っていただけるよう、周知の強化を図ります。
9	p.44 第4章 事業計画	p.44「基本目標3 みんなで子育てを支える」の「基本方針3 地域で子どもを見守り、育む」における数値目標は、項目設定が適切とは思えません。 子どもの暮らしを見守る意識のある市民の割合や、親や親戚や教員以外に気軽に話せる大人が複数人いる子どもの割合などを指標に加えてはいかがでしょうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、新たに「こどもの暮らしを見守る意識のある市民の割合」を数値目標に加えます。
10	p.2 第1章 計画の策定にあたって	p.2「第1章 計画の策定にあたって」の「3 法的な位置づけ」の説明文1行目について 【意見】本計画は、の後に「子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ」を付け加え、「本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき…」としてほしい。 【理由】子ども・子育て支援法第2条の基本理念「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」とある。 また、次世代育成支援対策推進法第3条の基本理念「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有す	ご意見のとおり、「子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、」という文言を追加します。

		<p>るという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」とある。</p> <p>これらのことから、子どもが健やかに成長するためには、まず家庭が大事で、本来子どもは親からの愛情や家族の絆に支えられ、家庭生活の中で基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけていくものであり、親もまた子育てを通して親として成長していく存在であるため。計画策定の背景にこども基本法のこと書かれており、こども視点に重点が置かれているような印象を受けたので、子育て支援の計画でもあることを踏まえるべきと考えるため。</p>	
1 1	p. 21 第 2 章 こどもと子育てを取り巻く状況	<p>p. 21「第 2 章 こどもと子育てを取り巻く状況」の「(4) 前計画の総括」の「②主な成果など」について</p> <p>【意見 1】前計画の 5 年間で地域のサービス確保に努め、子育てしやすいまちとして評価され、子育て家庭の約 98%が廿日市市で子育てし続けたいとアンケートで回答しているにも関わらず、出生数は減少し続けている現実に対しての要因については行政としてどのように分析されたのでしょうか。</p> <p>【理由】出生数減少は全国的にも喫緊の課題であると認識していますが、それに対する考えや具体的な計画が見えてこなかったため。今後 5 年間で取り組まないのか確認したいため。</p>	<p>ご指摘のとおり、出生数の減少（少子化）は、全国的な課題であり、国も 2030 年までの少子化の反転を目指し、こども未来戦略に基づく取組み等を進めています。本市の少子化の要因は、価値観の多様化等による婚姻数の減少、出産適齢期の女性人口の減少、子育てに対する経済的負担の大きさなどと受け止めております。</p> <p>少子化の問題は、複雑多岐にわたるもので、その克服は容易ではないと認識していますが、これまで市独自に第 1 子保育料の減免（半額）などを行っており、今後、さらなる子育て支援策の展開を目指してまいります。</p>
1 2	p. 21 第 2 章 こどもと子育てを取り巻く状況	<p>【意見 2】また、安心できる居場所づくりを拡充とありますが、既存の施設、児童館などの支援、サポートを強化していく方向性では駄目なのでしょうか。子育て支援の方向性を家庭での子育てよりも家庭か</p>	<p>こどもは家庭を基盤として、様々な人や場所と関わりを持ちながら成長します。近年の共働き世帯の増加、デジタル化の進展など社</p>

		<p>ら外で子どもを支えていくことに重点を置くような印象を受けましたが、まだ拡充が必要な理由をお示してください。</p> <p>【理由】 p. 36 の小学校就学後の放課後や週末に過ごさせたい場所のアンケートによると、自宅が 52.1%で最も多いです。子どもにとって安心できる居場所は家庭であると考えため。</p>	<p>会・経済構造は変化しています。</p> <p>国のこども・若者の意識と生活に関する調査（2022）では、家庭も含めた安心できる居場所の数とこどもの自己肯定感や幸福度の相関関係が示されており、その点を踏まえております。</p>
1 3	p. 22 第 3 章 計画の基本的な考え方	<p>p. 22 「第 3 章 計画の基本的な考え方」の「1 将来像」について</p> <p>【意見】こども基本法の理念は当然のこととして、本計画の根拠法は子ども・子育て支援法であるので、同法第 2 条の基本理念がまずあって、全ての子どもと子育て家庭が地域の中でつながり、支え合い、大切にされるといった内容にはいかがでしょうか。</p> <p>【理由】内容がこども基本法の中でも特に子どもの権利の部分からの引用となっており、目的が子ども視点を強調した計画になっているため。子どもの権利は理解しますが、この計画は「子育て支援」計画でもあるので、根拠法である子ども・子育て支援法の趣旨に基づいた上で、こども基本法にもあるように全ての子どもが大切にされるといった流れであればまだ理解できます。p. 2 「3 法的な位置づけ」の法律との整合性が取れていないように思いました。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「1 将来像」の表現を修正します。</p>
1 4	p. 23 第 3 章 計画の基本的な考え方	<p>p. 23 「第 3 章 計画の基本的な考え方」の「2 基本目標」の「基本目標 2 こどもの育ちを保障し、子育て家庭を応援する」について</p> <p>【意見】「子育ては、親とこどもが共に成長し、喜びや生きがいを感じながら進む大切な営みです。本市では、家庭を築き、こどもを産み育てたいという願いを実現できるよう…」こちらの部分は子育て支援において非常に大切であると考えため、共感できました。</p> <p>【理由】次世代育成支援法第 3 条を踏まえている。</p>	<p>いただいたご意見は、子ども・子育て支援施策を推進するうえで、意識して取り組んでまいります。</p>

1 5	p. 24 第 3 章 計画の基本的な考え方	<p>p. 24「第 3 章 計画の基本的な考え方」の「重点施策 4 こどもの意見を反映した施策実施」について</p> <p>【意見】「こどもを対象とした施設の整備や施設利用のルールづくり」とは具体的に何を想定されているのかお示してください。行政は特に声を聴かれにくいこども・若者の意見聴取を考慮してほしい。それを計画にも明記してほしい。</p> <p>【理由】例えば、児童養護施設は閉鎖的な面があり、わいせつ被害が後を絶たないため。廿日市市は、全てのこどもの中でも最も弱い立場にあるこどもを把握し取りこぼさないような計画を考えているのか確認したいため。</p> <p>【参考】こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン>第 3 章声を聴かれにくいこども・若者の意見反映 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/98ade0f0-d9dd-43a9-b6c9-7400316f4167/67825f7e/20240321_policies_iken_ikenhanei-guideline_01.pdf</p>	<p>本計画を踏まえ、令和 7 年度にこども計画を策定予定です。いただいたご意見は、計画を策定するうえで、参考にさせていただきます。</p>
1 6	p. 37 第 4 章 事業計画	<p>p. 37「第 4 章事業計画」の「基本目標 2 こどもの育ちを保障し、子育て家庭を応援する」の「基本方針 3 こどもの居場所を充実させる」「主な取組②多様な居場所づくり」5 番目の「こども食堂等の連携体制の確立及び立ち上げ支援」について</p> <p>【意見 1】「基本目標 2 こどもの育ちを保障し、子育て家庭を応援する」の中で、「基本方針 3 こどもの居場所を充実させる」としてこども食堂が入っていますが、こども食堂の目的、対象をどのように認識されていますでしょうか。</p> <p>【理由】こども家庭庁令和 7 年度予算概算要求の概要によると、こども食堂は「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」の中に含まれ</p>	<p>対象者を限定しない、交流をメインとした「こども食堂」の活動が全国的にも広がっており、本市の「こども食堂」も対象を要支援世帯のこども等に限定しないで活動をされています。活動状況から、多世代交流活動につながる、こどもの居場所の形態のひとつであると考えており、「基本方針 3 こどもの居場所を充実させる」に分類しました。いただいたご意見は、こども食堂について検討するうえで、参考にさせていただきます。</p>

		<p>ており、「困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした」とあります。つまり、対象は困窮するひとり親家庭の要支援世帯のこどもに向けた支援です。よって、この目的と対象に照らし合わせれば、こども食堂の項目は「基本方針5 貧困や様々な課題を抱えるこどもの支援を充実させる」の「(3) こどもの貧困等への支援」の中に該当するはずだと考えるため。</p> <p>また、懸念する点としては、実施主体は中間支援法人（特定非営利法人、一般社団法人等の非営利団体）となるため、市町村として直接活動には関与しないことになるのではないのでしょうか。行政が監視できないのに、こどもの居場所として安易に拡充することは本当に子どもの安全確保が可能なのか危惧しています。現状、日本版DBS（一定の事業者に対して、子どもに接する仕事に就く人の性犯罪歴を確認する制度で、学校設置者等は義務ですが民間事業者は認可制または対象外と脆弱性もある制度です）は導入がまだです。</p> <p>【参考】資料6_令和7年度予算概算要求の概要（事業別の資料集） https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/88749a20-e454-4a5b-9da8-3a32e1788a23/f5900c23/20240830_policies_budget_33.pdf</p>	
17	p. 37 第4章 事業計画	<p>【意見2】また、こども食堂の実態が分かりませんので、行政が把握している活動報告や現状幾つこども食堂があるのか等のデータを最低限計画に示すべきで、「こども食堂等の連携体制の確立及び立ち上げ支援」とありますが具体的な方法を計画に示してください。評価方法についても示されておられません。</p> <p>【理由】こども食堂が、本当に支援の必要な世帯層に届いているのか疑問があるため。届いていないのであれば、支援の方法が間違っている可能性も検討に含めるべきではないかと考えるため。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が5類に分類された後から、本市においても、こども食堂やこども食堂に類似した活動を始める団体が増えてきました。現在の運営主体は、社会福祉法人、民間事業者、自治組織の有志など様々であり、それぞれの運営方法、支援対象、活動内容も異なっています。</p> <p>こども食堂開設にあたり、市への届出義務は</p>

			なく、活動報告の提出も求めないため、正確な実態を把握できていないのが現状です。活動団体の自発性、多様性を尊重した支援として何ができるか、こども食堂間の連携体制の確立や立ち上げ支援について、こども食堂活動団体と対話を行い、検討を行います。
18	p. 73 第6章 計画の実現のために	p. 73「第6章 計画の実現のために」の「1 計画の推進主体と連携の強化」の「(2) こどもの役割」4行目について 【意見】 どのような場面のどんな背景の子どもなのか対象を限定しないまま「自分が言いたくないことについては、その思いが尊重されることを前提とし」をあえて明記する意図が分かりません。抽象的な表現はしないほうが良いと思います。削除を希望します。 もしくは、「困難な状況にある子どもは自分の意見を言いづらいかもしれないことを考慮し、自分が言いたくないことについては…」などとしてはいかがでしょうか。 【理由】 対象者の背景を限定しない場合、いろいろ解釈されることがあり、例えば子どもが遊びに行く先を「言いたくない」と言ったら尊重するのが正しいとは思いません。親に内緒にする子どもが出てこないか心配なため。状況が分かるように具体的に書いてください。	どのような背景を持ったこどもであっても等しくその意思は尊重されるのが望ましいと考えています。
19	p. 74 第6章 計画の実現のために	p. 74「第6章計画の実現のために」の「1 計画の推進主体と連携の強化」の「(4) サービス事業者の役割」5行目について 【意見】 教育についてはのちを「子どもがそれぞれの個性を発揮し、自ら主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心など豊かな人間性を備えた生きる力を育成する教育・啓発を推進する」としてはいかがでしょう。	ご意見の趣旨を踏まえ、「教育については、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、こどもに確かな学力、豊かな心、健やかな身体をバランス良く育み、「生きる力」を育成することが求められます。」という表現に修正します。

		<p>【理由】いじめや差別などがなくなるようにも分かりますが、表現がきついと感じました。親は、子どもの健やかな成長を望んでいると思います。</p>	
--	--	---	--